

栄養表示基準の一部改正（案）について意見を提出しました

消費者庁は、栄養表示の義務化に当たり、表示方法の一部改正を行うことを予定し、このたび栄養表示基準の一部改正（案）について、5月13日から6月12日まで広く国民の意見を募集しましたので、東京都生協連は、6月11日に下記の意見を提出しました。

平成25年6月11日

消費者庁食品表示課 御中

「栄養表示基準の一部改正（案）について」

東京都生活協同組合連合会

【意見の内容】

1. 今回の「栄養表示基準の一部改正案（以下、改正案と略）」に賛成いたします。

改正案の最大のポイントは、現行の表示ルールを維持しつつ、新たに「現行ルールの±20%以内の許容範囲の幅に収まらない場合でも、合理的な方法によって得られた数値であれば、『推定値』などの断り書きを書けば表示が可能になる（以下、追加ルールと略）」ことが盛り込まれたことは一歩進めるものと捉え賛成いたします。賛成理由としては、

- (1) 現在国会で審議中の「食品表示法」の栄養表示に関して「原則として、全ての加工食品、事業者に義務付け」が盛り込まれている。遅かれ早かれ、栄養表示のあり方について具体的な提案がなされる必要がある。そのようなものとして今回の改正案は評価できる。
- (2) 現在の日本では栄養表示が義務付けられておらず、国際的にみてかなり遅れている。今回の改正案により健康栄養上の観点からみて、一歩進んだものと考えられる。
- (3) お総菜のように数値のばらつきが大きくて、これまで表示できなかった食品も、栄養表示ができるようになる。

2. 消費者委員会食品表示部会で出された反対意見に関して、消費者庁の見解を求めます。

追加ルールに関して、消費者委員会食品表示部会で以下のような問題点の指摘があったと聞いています。そのことの説明が不十分と考えます。特に(2)の「諸外国の事例をみてもきわめて稀有で、見たことがない」との指摘に対し、諸外国の表示調査を行い、報告説明を行うべきと考えます。

- (1) 追加型は、誤差の許容範囲を超えても、断り書きさえすれば正確でない値を表示してもよいことになり、消費者をミスリードする
- (2) コーデックス食品表示でも、誤った情報を伝えてはならないのが原則であり、こうした規制の考え方は諸外国の事例をみてもきわめて稀有で、見たことがない

- (3) 追加型のような不確かな表示を認めることは、栄養表示の信頼性を全体的に低下させる
- (4) 追加型が導入されることで現行型の規定が、形骸化する
- (5) 現行型にも、「当社分析調べ」や「〇〇分析センター調べ」など栄養表示枠外に記載されているのが現状で、追加型が「当社分析による推定値」などいろいろな種類の断り書きを書いても、消費者は区別できない
- (6) 追加型では、実際の分析値と表示値に乖離があり得ることになるが、栄養指導を受けている人にはどのくらい乖離しているのか、疑問が出てくる
- (7) 事業者は表示値に責任を持ち、許容範囲に入るよう努力をすべきであり、追加型を導入することは認められない

3. 改正案の「断り書きの表現例」(以下、表現例と略)は多すぎます。

一目でわかるような表示、または消費者の理解が進む様な工夫が必要です。

改正案の問題点として、追加ルールの「表現例」が17もあることです。現行ルールと区別がつきませんし、しっくりした表現が見当たりません。消費者が栄養表示には2つのタイプがあることを理解したうえで、現行ルールか追加ルールか、きちんと区別できたほうがいい。一目で区別できるような「マーク」、「文章表現」について、消費者庁で公募してみてもいいでしょうか。そのことにより、栄養表示を含む食品表示への理解が進み、認知度が高まるものと考えます。